

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月28日(火) 午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区 11番	河原功
	嵯峨地区 12番	大岩和久
	宮前東地区 13番	池田吉信
	宮前西地区 14番	中野實

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 3号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について

報告第 1号 農地法第5条許可に伴う工事完了証明について

報告第 2号 農地改良等届完了報告書について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第 4号 農地等の使用貸借を合意解約したことに
関する通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 栗原美幸

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、令和2年1月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、6番 長江操委員、7番 大西克史委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。続いて、日程第3の議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第1号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案3件でございます。議案第1号は、すべて地権者から借受人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より令和2年1月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が3件、面積は、24,039.9㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては、賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]の[]さんです。土地の所在地については、[]14番1、現況 田、806㎡、[]15番1、現況 田、590㎡で、利用目的はオクラと菜の花です。借賃については、10a当たり10,029円です。始期は令和2年2月1日から終期は令和4年1月31日の2年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

11番 徳島市から新規の方ということでございました。一点二点ほど動きが出てきておりますので、地元の委員さんに説明した段階と、この2、3日でも変わってきていることがございますので、私の方から詳しく説明させていただきます。まず、徳島市内に向かって走っていきますと、尾境のバス停がございます。これ三叉路で、前に橋がかかっております。この橋を渡りますと、

村道寺谷小松島方面に向かう道に抜ける道でございます。この道のすぐ下に、渡ったすぐ下に園地がございます。道を挟んで両側でございます。今までは借り手の方が上手側の方をイチゴの苗床、下手側の方に水稻を栽培しておりましたが、一、二年前に借り手の方が急に病気になりまして、元の地主さんに返しましたと。元に返ってきましたこの用地なのですが、この地主さんは兼業農家で、古くは大家さん、小作さんの関係で、お隣の方が親子二代にわたって小作、稲作をしておりました。小作さんの二代目の方が十数年前に若くしてお亡くなりになりましたので、その後、今の貸し借りの状況になってきております。今後、この土地を誰が維持管理してくれるのでしょうか、してもらえるのかなと言うことで、二代目、この地主さんが探しておりましたところ、村外の方から手が挙がりまして、耕作の放棄地発生防止、荒廃地を作らないと言う条件下で、新規参入、新しく仕事できますよと話ができてきたそうです。今、私の手元に届いております利用権設定申出書をみますと、今はちょっと変わってきていますよということなんですけれども、土地の面積あるいは保有の農機具の問題、農業経営、経験等何一つとっても前提条件にはあっておりませんので、私といたしましては、今回の案件は今総会では中止、駄目だと地元の委員さんに進言を申し上げました。しかし、村外の方でございますので、どのようにまた処理していこうとされているのかなと事務局に話したら、電話したらと事務的な答えでございました。仕方がないので、個人情報等の問題があることを承知した上で、個別で貸し方の方に話をしたいと申し入れをいたしました。地主さん実は、長男さんが一昨年半ばから地元に戻りまして、自宅から職場へ勤務をしております、むしろ今回、水利組合全員に聞いてもらって、情報交換、提供したいとの申出がありましたので、提案を全員に諮りますと、同意見で承知と言うことで、うちの方で実は25日の晩に常会等をしておりまして、二部で、この地の水利の問題を取り上げた議論をしておりました関係上、第三の総会にそのまま推移いたしまして、色々議論をいたしました。現在の状態の対応を聞かせてくれということもありまして、逆に質問が出るような状態でした。もちろん、答えも対策もそれぞれ皆さんに考えていただき、令和に変わったことだし、見直しの時代に入ってきているのではと言うご意見で、農業に関する法律も変わってきておるのでということでもございました。要するにまとめてみますと、現利用権申込みの用紙もありますけれど、これは不備だと言うことで、農地法第3条2項の方にも書込みをしていただけたらもっとよく分かるのではないかと言うことで、言われました。今現在、サラリーマン農業は始めると補助金が支払われるという場合が出ている場合がございます。初めて農業をするという希望が40代から50代の年齢の方には十分注意が必要ではないか、ということも言われております。この他に、新規参入に村外の方にも大きく窓を開けるようにとの声も出ておりまして、地元の意見をまとめますと、今回の件はおまえの考えとは180度違うよと、なるべくさせてみてはどうか、皆が各々で監督するのでということ、総会で

の願いをよろしく願いますとのことです、よろしく願います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 農業経営基盤強化促進法というのは、土地、農地を持っていなくても新しく借りて、全然農業経験がない人でも借りてできるということで、一応条件としては経営、農業を続けていける能力があるかということで、例えば機械とか一番は労働力があるかということが一番大事なことで、あと本人の意思とね。そういうことで、挙がってきている分に特にケチをつけるというか、これは実際やっていないんで何とも言えないのですけれども、やっていないので止めるようなものでもないと思うんですけれども。まだ意見ありませんか。

10番 機械は持っているのですか。

8番 要ったら入れるだろう。誰が機械貸してくれますか。

事務局 貸してくれそうです。去年の11月に連絡協議事項の農地情報のところで、府能の■■■■さんが若い人が農業したいと言っているので、どこか農地ないですかと言ってきてくれた案件になるのですけれども、■■■さんも実際は農地を借りられるのであったら、機械は■■■さん自身で持って欲しいというご希望はあるのですが、ひとまずは当面の間は貸すのは可能だということでお受けしています。テラーは持っていると聞いています。畝立て機とかちよっと足りない分をしばらく貸そうかというのは■■■■さんがおっしゃっていています。

13番 ■■■さんは、おいくつですか。

事務局 ■■■さんは40後半でしょうか。

13番 それで、仕事辞めて百姓するのですか。それとも兼業をするのですか。

事務局 兼業、自営業です。不動産業をしているとおっしゃってありました。

14番 本気でやろうとしているのでしょうか、■■■さんは。農業を。

13番 オクラとか菜の花だったら、日に日にいないといけないですよ。

議 長 オクラは特にね。期間は二年間ですから。どうしても出来なかつたら撤退しても土地への影響は、荒れ具合はそんなに大きくはないと。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

2番 これは分かりません。■■■■さんはオーケーなのですか。■■■さんはこの人に貸しても良いと言っているのですか。

11番 ■■■さんが貸しても良いと。地元の周辺の土地の方も一度やってみては、と言うことで。

2番 そしてこの人は、さっき言った新規就農の申請は出ているのですか。まだこれから出てくるのかな。

事務局 お金の方ですか。そちらは出ていないです。

議 長 あれ、申請上限の年はいくつですか。

事務局 50までです。

- 2 番 40代くらいならいけるのでは。50は超えていないのでしょうか。
- 1 1 番 50は超えています。昭和41年かな。
- 議 長 ということは53か4でしょうか。
- 2 番 ■■■さんもオーケー出しているのだったら、オーケーではないですか。
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 整理番号2の権利の種類につきましては、賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■の■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■217番37、現況畑、991㎡で、利用目的はキウイフルーツです。借賃については、10a当たり13,333円です。始期は令和2年2月1日から終期は令和4年1月31日の2年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。
- 議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。
- 5 番 場所だけになると思うのですがけれども、所在地が影でございますけれども、私の方から説明させていただきます。資料でいうと2ページ目になります。地図の上、北側、黒いやつは多分嵯峨川だと思うので、この辺りが嵯峨の集落排水がある場所になります。下手の川を挟んで対岸です。対岸が東山の集落になります。東山集落の一番下手、尾尻寄りに■■■■■さんの家があるのですが、この道が尾尻に抜けている道で、ちょうど尾尻と嵯峨の境目くらいになりますかね。東山の横がけの道をずっと行ったら山に上がって行く道があるのですが、初めての人にはわかりにくいと思うのですが、くねくねと行ったら広い道、工事が途中で止まった道に行き着く道です。その途中にある場所で、登記上は山林になっているのですが、地図によったら農地もあるのかな。今まで■■■■■さんがやっております、理由はちょっと分からないのですが止めて、事務局の方がよく知っていると思うのですが。それで、この前土曜日畑を見に行ったら、新しい借り手さんが剪定にかかっているところでありました。けど、これ早くしないとキウイだけに遅れたら大変なことになると思うので。剪定の仕方を見ていたら、案外几帳面な方だなあというのが分かりましたので。一応それだけご報告しておきます。あとは事務局がよく知っているでしょう。
- 議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありました、いかがでしょうか。
- 議 長 この■■■■■さんというのは村外、川内ですね。
- 事務局 はい、川内から通作しております。昨年の6月位から佐那河内村に入るようになって、現在も実際尾尻の辺りでスタチとミカンを少し作業されているようです。この度、■■■■■さんが昨年8月末で利用権設定が満了して空いた農

地を、キウイもしてみたいという■さんのご意向もあったのでどうだろうかというところ話していて、今回剪定に併せて利用権の設定ができたということですので。■さんは川内でご実家はイモ農家さんみたいです。それも向こうでしながら、こちらでも果樹をしたいというので来られているそうです。

2 番 年齢はいくつくらいですか。
事務局 23だったと思います。

2 番 ■さんの家のご長男さんですか。次男さんですか。
事務局 そこまでは、ご兄弟はいるようなことは聞いたのですけれども順番は分からないです。実際はおじいさん、おばあさんがイモ農家さんで、その作業と一緒にしているとは聞きました。

9 番 アグリスクールにも来ているあの男の子ですか。
事務局 そうです。JAのキウイの剪定講習会にも参加してくれている男の子です。これからもう一人来てもらえそうなのと、今は人を何人か集めて出来そうともおっしゃっていました。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
続いて、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては、使用賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■200番4、現況 畑、6,340㎡外12筆で、主な利用目的はみかん等果樹です。始期は令和2年2月1日から終期は令和12年1月31日の10年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

7 番 場所は、資料3ページの舟戸の昔の撰果場があったところを上に少し上がったところに家があるのですが、その前に2枚ほど畑があります。そこにスダチが植わっています。それから4ページなんですけれど、菅沢、道路が左に向かってあるんですけども、ここ左に向かって行ったら■さんという家があって、そこから上に上がっていくようになっていますのんですけどもね。ドコモのアンテナがあるらしく、そこはミカンをしているようです。5ページ目が小屋ノ久保、ここは聞いたら周りが皆さん止めているらしいんです。それでも、■さんも止めたそうなんです。

2 番 要は、■さんがしているところを息子に振るということですよ。
事務局 農地を全部経営移譲ということ。

7 番 最後が、中分をずっと上がって行ったらお墓があるのですが、そのお墓の

下に、ここはだいぶ広いのですが、これは十万みかんとデコポンが植わっています。熱心に農業しているようなので、心配はないと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議長 これって親子ですかね。

7番 はい。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議案に供します。

事務局より、議案第2号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の2ページをご覧ください。議案第2号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案1件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[]さんで、申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]15番、現況畑、556㎡です。

また、本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべき全ての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通勤距離など問題はありません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、併せてお願いします。

5番 ここも場所だけの説明に終わらせたいと思います。資料2の地図7ページを見ていただいたら、[]さんの家ということで、丸田の集会所の上とか北側になるんです。それで、詳しい地図として14ページめくっていただいて、15というのが今回の土地になります。17というのが[]さんの家です。13というのが家庭菜園ですけど、この地図で見たら平面上に見えますけれど、標高とか高低差は非常にあります。地図で見ても標高差がわかりにくいですね。

議長 写真見ると分かりやすいですね。

5番 この石垣があって。

議長 この13が水仙が植わっているところと違うかな。

事務局 石垣の上が畑で、下が全体に申請地です。

5番 石垣があってその上に家があります。すごい標高なんですよ。地図見たら道とか色々書いてありますけど、この道は車が通るような道ではありません。それで、17があって11-1、これが[]さん、牛を飼っている家です。15が今、雑木になっております。この周りの畑はほとんど管理されていません。荒れているのはこの15を中心にした周りです。そういう風な場所なの

で、場所としてはあんまり良い場所ではないのですが、私からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

2番 ここで何か植えるということではないのでしょうか。

5番 これ荒らされたら困るという話で。

13番 家の下なんだろう。

議長 これ上が屋敷ですか。

2番 売ってくれるなら買っておこうかということですね。

5番 ここだけが荒れているんです。周りはほぼ、ほぼ管理されていますね。

2番 植えるといっても植えられないですよ。

14番 きついです。勾配が。

議長 本来は山林に変えてもいいんだろうけど、手間かかるから。

5番 この畑の下はデコポンを植えています。違う家が、 さん。周りは十
万みかん植わっています。ここだけがちょっと荒らしているかと。

事務局 一応利用するそうです。今雑木、一枚目、写真の上の段は既に雑木切って
平らにしたのですが、その下が雑木ばかりなので、これも抜いて整地してか
らミカンの苗木か何かは植えたいとおっしゃってはありました。一番は家
の下を荒らすというのが、よくないということで今回売買という、土地の
所有権の移転ということで許可申請が出てきております。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申合せ決議」を議案に供しま
す。

事務局より、議案第3号の朗読をお願いします。

事務局 それでは議案書の3ページをご覧ください。議案第3号「農業委員会の法
令遵守の申合せ決議」について、読み上げさせていただきます。

議長 その前にちょっと、一緒に読み上げるのが良いと思うのですが、少しお待ち
下さい。農業委員会法第31条議事参与の制限、同33条の議事録の公表
というのがあるのですが、それをちょっと詳しく説明いたしますと、31条
というのは議事参与の制限ということで、農業委員会の委員は、自己または
同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与す
ることはできないということで、関係があった場合は立ち退いてもらう、会
議から退いてもらうというやつです。もうひとつが、33条。33条という
のは会長は農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをイ
ンターネットの利用その他の適切な方法により、これを公表しなければならない
ということで、議事録は公表せよということです。それが31条と33
条になっております。

申合せ決議、一緒に読みますか。それでは私も読みますので、一緒に読ん

で下さい。

全 員 議案第3号「農業委員会の法令遵守の申合せ決議」私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ、決議する。記。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月28日佐那河内村農業委員会。

議 長 ただいま朗読いただきましたが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農地法第5条許可に伴う工事完了証明が1件、農地改良等届完了報告が1件、農地法第18条第6項の規定による通知、いわゆる賃貸借の合意解約が3件及び農地等の使用貸借を合意解約したことに関する通知が1件ございましたのでご報告します。

まずは、農地法第5条許可に伴う工事完了証明のご報告をします。申請人の住所、氏名は、[] さんで、土地の所在地については、[] 14番2、登記地目 畑、3.69㎡外4筆で、転用の目的は貸駐車場です。中央運動公園下の駐車場のところ。令和元年7月9日付けで工事完了証明願の提出があり、6か月の利用状況が適正であることを令和2年1月14日に確認しましたので、事務局長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、農地改良等届完了報告書のご報告をします。令和元年7月15日付けで届出のありました農地改良の完了報告です。報告者の住所、氏名は、[] さんで、土地の所在地は、[] 61番1、現況 畑、677㎡、[] 61番3、現況 畑、164㎡です。令和2年1月14日に事務局において現地確認をしたところ、改良計画にある作付けはまだされていませんが、きれいに整地がされておりました。

引き続き、農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる賃貸借に係る合意解約の報告を3件いたします。

1件目につきましては、土地の所在地、[] 8番1、現況 田、1,284㎡で、賃貸人の[] さんと、賃借人の[]

■■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりますが、令和元年12月23日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

2件目につきましては、土地の所在地、■■■■■85番1、現況 田、914㎡、■■■■■85番2、現況 田、870㎡で、賃貸人の■■■■■さんと、賃借人の■■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりますが、令和元年12月27日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

3件目につきましては、土地の所在地、■■■■■4番1、現況 畑、389㎡、■■■■■6番1、現況 畑、256㎡で、賃貸人の■■■■■さんと、賃借人の■■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりますが、令和元年12月30日付けで合意解約が成立し、令和2年1月23日付けで農業委員会に通知がありました。なお、土地の引渡しの時期は令和2年2月29日となっております。

いずれの件につきましても、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

最後に、農地等の使用貸借を合意解約したことに關する通知書のご報告です。土地の所在地については、■■■■■10番、現況 田、1,114㎡で、賃貸人の■■■■■さんと、賃借人の■■■■■さんとの間で利用権による使用貸借契約をしておりますが、令和元年12月23日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上です。

議 長 ■■■■■さんところの、解約になっていたところですが、宮前の公民館のそばに2反くらいの1枚ものの広い田んぼ、■■■■■くんが借りていたところがあったのですが、今度返して、村の方であそこに消防団の詰所とか災害時に避難できるようなところをこしらえるらしいので、かなり良い土地なので、もし空いているからと言って借りる人がいたらと思って、一応そういう計画があるようです。

4 番 あの今、■■■■■さんが解約してある件なのですが、誰か借り手があったらお願いしますと頼まれましたので、お願いします。

事務局 田んぼが良いとか畑でも良いとか何かありますか。

4 番 何でも。借りてくれたらと。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和2年1月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 長江 操

佐那河内村農業委員会委員 大西 克史